# 2016さって ごみ報告

## ～ 混ぜればごみ 分ければ資源 ～

平成 27 年度の幸手市のごみの量および処理に要した費用などの状況をお知らせします。

問合せ　環境課☎(48) 0331・FAX(48) 2226

## ▼総ごみ収集量

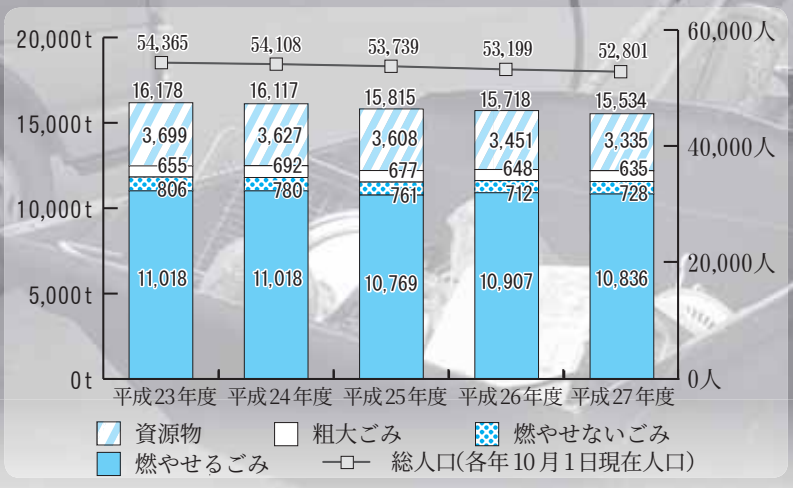


総ごみ収集量の推移を見ると、平成 27 年度は、全体的に収集量が減少していることが伺えます。

引き続き、ごみ出しのルールやマナーの徹底について、ご理解・ご協力をお願いします。

### ☞ごみ出しのルール

①きちんと分別する。
②収集日を確認する。
③当日の朝 8 時 30 分までに、地域の決められた集積所に出す。

## ▼ごみ処理費用

ごみ処理にかかる費用は、平成 27 年度と平成 26 年度を比較すると、主に市の「燃やせるごみ」の処理を委託している杉戸町への負担金が減少したことにより減額となっています。

今後は、施設の老朽化に伴う補修も見込まれますので、費用は増加することも考えられます。

※杉戸町への負担金は、翌年度に清算しています(グラフ中の数字は、清算後の金額)。

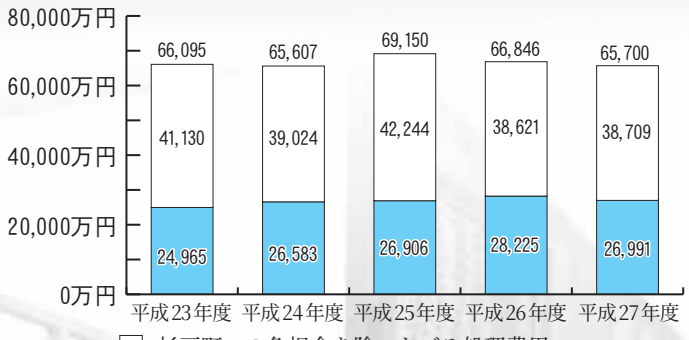


※清掃費のうち、人件費を除いた管理費とごみ処理費用を合計した決算額の推移を表しています。

## ▼燃やせるごみ処理手数料

燃やせるごみを排出する際の指定ごみ袋は、「ごみ処理手数料」となっています。

この手数料は、ごみの分別収集や杉戸町へのごみ処理負担金などへ充てています。

※「ごみ処理手数料」は、無駄なごみを出さないような発生抑制やリサイクルへの意識を持続させ、ごみの減量化や資源化の向上を図ること、また、ごみの排出量に応じた手数料により処理費用負担の公平化を図ることを目的としています。

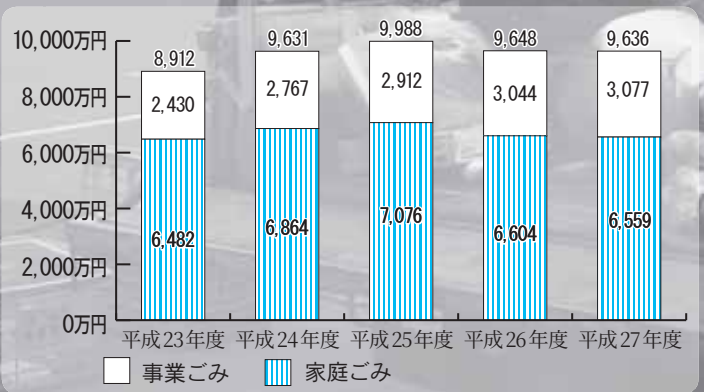

## ▼資源物収集量と売払代金

集積所から収集した紙・布などの資源物および不燃ごみ・粗大ごみを選別処理した後の鉄・アルミ類は、売払いを実施しています。平成27年度は3,333tを売り払い、1,634万円になりました。これは市の貴重な財源となっています。

平成27年度と平成26年度を比較すると、資源物収集量の減少に加え、鉄・アルミの売却単価の落込みにより、売払代金は減少となりました。

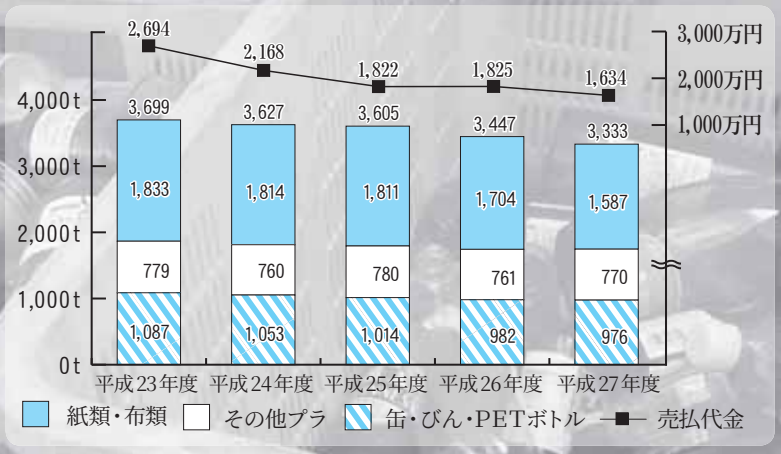


## ▼日本容器包装リサイクル協会拠出金

容器包装リサイクル法に基づき、資源物のうちＰＥＴボトルおよびプラスチック製容器包装は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、適正な資源化処理を図っています。

また、これらの売却益などが拠出金として市に納入されています。

幸手市の資源物は、数年間続けて最高のＡランクでの評価を受けています。これも、排出者であるみなさんの徹底した分別ときれいな排出のおかげです。引き続きご協力をお願いします。

| | |
|---|---|
| 再商品化合理化拠出金(配分額)<br>評価ランク「A」により配分(※) | 2,028,795円 |
| 有償入札拠出金(売却益)<br>市からの引渡量と再商品化事業者の落札単価に応じて配分 | 3,876,278円 |
| 平成27年度 歳入合計 | 5,905,073円 |

※評価ランクは、「A(資源化に支障がない)」「B(資源化に若干の支障が生じる)」「D(著しく分別基準から外れているため、資源化に支障を来す)」の3段階で評価されます。

## 合併処理浄化槽の維持管理の徹底を

トイレなどからの汚れた排水は、浄化槽の中で微生物によって浄化され、きれいな上澄みが消毒されて放流されています。浄化槽の維持管理を怠ると、川を汚す大きな原因になります。

浄化槽がその機能を十分に発揮するためには、適正な維持管理が必要です。維持管理には、清掃、保守点検、法定検査の3つがあります。きれいな水環境を守るため、各ご家庭で適正な維持管理を徹底しましょう。

### ▼保守点検(年3～4回)

浄化槽の点検と付属装置・機械類の調整・修理、汚泥の清掃時期の判定、消毒剤の補充などを行います。

※知事の登録を受けた専門業者に委託し実施してください。

**保守点検に関する問合せ**
埼玉県水環境課☎048(830)3083

### ▼法定検査(年1回)

保守点検や清掃とは別に行う浄化槽の機能診断で、浄化槽の放流水をチェックし、その後の維持管理に生かすための重要な検査です。

浄化槽の使用開始後3か月を経過した日から5か月以内に検査し、その後、年1回の定期検査を受けてください。

なお、法定検査の申込みは保守点検業者、清掃業者でも受け付けています。

**法定検査に関する問合せ**
(社)埼玉県浄化槽協会☎048(533)4700(48)2226

### ▼清掃(年1回)

浄化槽内の汚泥などの引抜きや、付属装置・機械類の清掃作業を行います。

汚泥がたまり過ぎると、浄化槽の機能を損い、浄化されずに流出したり、悪臭の原因にもなります。

※市の許可を受けた専門業者に委託し実施してください。

**清掃業者に関する問合せ**
環境課☎(48)0331・FAX